

平成30年度 環境省・公益財団法人日本環境協会 主催

土壌汚染対策セミナー愛知会場

プライムセントラルタワー名古屋駅前 13F 会議室

平成30年11月13日(火)

13:00～16:40 (受付開始12:00)

定員
250名

参加費
無料

先着順

申込期間:平成30年10月5日(金)～11月9日(金) ※定員に達し次第、締切となります。
申込方法:指定支援法人(公財)日本環境協会ホームページ又はFAXでお申込み下さい。
(<http://www.jeas.or.jp/dojo/>)

平成29年5月に土壌汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、その第一段階施行分は平成30年4月1日から施行されました。第二段階施行分は平成31年春頃の施行が予定されています。土壌汚染対策法に基づき土壌汚染に関するリスク管理をより一層推進していくためには、土地所有者や企業・事業者等が改正法の内容等について十分に理解することが重要となってきます。

土壌汚染対策に関する基本的知識の普及として、広く改正法の内容等の周知を図ることを目的に本セミナーを開催いたします。

たくさんの方々のご参加をお待ちしております！

プログラム

13:00～13:05 開会・挨拶	(公財)日本環境協会 専務理事・事務局長
13:05～14:35 「改正土壌汚染対策法の説明」	環境省 水・大気環境局 土壌環境課
14:35～14:50 休憩	
14:50～15:40 「中小事業者における土壌汚染対策等の取組のポイント」	中央開発(株) 技術部長 西村 修一氏
15:40～16:30 「土壌汚染地の利活用等」	(一財)日本不動産研究所 環境室長 廣田 善夫氏
16:30～16:40 「土壌汚染対策基金の活用について」	(公財)日本環境協会 専務理事・事務局長

※講演時間・内容等が一部変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください

同時開催

土壌専門員による「土壌汚染に関する相談会」を同時開催します。時間、申込方法等詳細は協会ホームページをご覧ください。(<http://www.jeas.or.jp/dojo/>)

主催：環境省、(公財)日本環境協会[土壌汚染対策法に基づく指定支援法人]
後援：愛知県、名古屋市、(一社)土壌環境センター

お問い合わせ：(公財)日本環境協会 TEL: 03-5643-6262 E-mail: jea-dojo@japan.email.ne.jp